

平成30年

寒河江市農業委員会第11回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会

第 1 1 回総会

日 時 平成30年11月26日（月）午前9時00分

会 場 市役所 議会会議室

出席委員

1 番 相 原 稔	2 番 猪 倉 通 文	3 番 菊 地 ひとみ
4 番 土 屋 喜久夫	5 番 加 藤 友 康	6 番 影 沢 政 俊
7 番 土 田 彦 雄	8 番 大 泉 邦 彦	9 番 佐 藤 義 広
1 0 番 奥 山 浩 二	1 1 番 菊 地 弘 美	1 2 番 渡 辺 裕 之
1 3 番 眞 木 早百合	1 4 番 新 宮 しのぶ	1 5 番 鈴 木 久 一
1 6 番 石 山 邦 一	1 7 番 菅 井 孝 一	1 8 番 木 村 三 紀

出席農地利用最適化推進委員

1 番 小 野 敏 行	2 番 今 井 隆 志	3 番 國 井 新 弥
4 番 石 倉 隆 一	5 番 熊 坂 浩 行	6 番 川 越 卯一郎
7 番 鬼 海 和 幸	8 番 菊 地 健	9 番 渡 邊 正

事務局

事 務 局 長 門 口 隆 太	事務局長補佐 佐 藤 利 美
総 務 主 査 高 子 英 晴	総 務 係 長 菊 地 亮
農地主査(兼)農地係長 日下部 靖 広	農 地 係 主 事 国 井 茂 伸

議事

- (1) 議第45号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (2) 議第46号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (3) 議第47号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (4) 議第48号 農用地利用集積計画書の審議について

んということでありますけれども、こちらのほうは農舎ということの申請でした。こちらの場所が都市計画の用途地域内ですけれども、農舎を建築することができない場所ということでしたので、車庫に改めまして、再度今月の総会に付託されて、11月、今回再申請のほうになっております。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

ただいまの報告について、何か質問はございませんか。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、事務局からほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

木村議長

それでは早速、議事に入ります。

議第45号から議第48号までの議案について、一括上程します。

(1) 議第45号「農地法第3条の規定による許可処分について」

(2) 議第46号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」

(3) 議第47号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」

(4) 議第48号「農用地利用集積計画書の審議について」

以上、議第45号から議第48号までの一括上程します。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。菅井会長職務代理者、報告をお願いします。菅井会長職務代

理者。

菅井委員

はい、議長。17番菅井です。

去る11月20日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会にかかわる案件について、各地区担当委員及び農地利用最適化推進委員による調査結果の報告に基づき審査を行いました。

議第45号「農地法第3条の規定による許可処分について」、順位第52番、53番、所有権移転、新規就農の案件です。場所は、宮内と幸生の田んぼです。新規就農希望者の農地にかかわる申し合わせに基づき、取得農地の利用計画書、営農計画書等の書類を提出してもらっております。取得農地の利用計画書、営農計画書によると、新規就農を希望する譲受人は西川町に在住の会社役員の67歳の男性です。農業を営もうとする理由ですが、営農計画書によりますと、兄のもとで田の耕作を手伝いしていましたが、田を譲ってくれることになり、その田を購入し耕作をすることにしたということです。これからの農業はTPPの成立や外米の輸入の増加等不安要素がありますが、日本の主食である米を自分で作り、安心でおいしい米を提供したいとのことで、購入を決意したとのことであります。現地を確認し、宮内のほうは雑木があり、これから田として耕作できるのか、用排水はどうするのかとのこともあり、また幸生のほうは耕作放棄地状態でありました。これから実際に田として利用していくのかということもありますが、許可となった場合、自作による確約書がありますので、その後の調査が必要と思われます。地区審査においての十分な審査をお願いします。

その他、申請された案件については全て異議なしとされたところではあります。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

ただいまから地区審査に入ります。

審査時間については30分程度としまして、9時45分までとします。

それまでは、地区審査の間、暫時休憩とします。

休憩 午前 9時08分

再開 午前 9時45分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

初めに、議第45号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

白岩地区、眞木委員をお願いします。眞木委員。

眞木委員

はい、議長。13番眞木です。

4ページをごらんください。

(議案書順位51番朗読)

順位51番について、15日に白岩地区全農業委員と菊地推進委員で現地を確認してきました。場所は幸生になります。[]さんと[]さんとは家が隣り合っており、譲渡人の[]さんは東京に住んでいるということで、寒河江市にある農地を隣人である[]さんに譲ることになったというこ

とです。今後も農地として活用するということですので、問題なしと思われます。また、地区審査でも異議ありませんでした。

続いて、順位52番、53番について。譲受人が同じ人になっておりますので、一緒に報告させていただきます。

(議案書順位52番、53番朗読)

この件につきまして、20日に事前審査会で現地を確認してきました。事前審査会の報告にもありましたが、現地を確認したところ耕作放棄地状態でありました。本当に耕作していくのか、どのようにして再生していくのかを申請者本人から詳しく聞く必要があるのではないかとのことになりました。地区農業委員、推進委員と確認していきたいと考えますので、今回は保留としたいと地区審査での話となりました。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局からお願いいたします。

事務局（農地主査） 順位51番から53番までになります。

順位51番ですが、農地法第3条調査書に基づく調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たすと考えます。

順位52番、53番ですが、ただいま白岩地区の地区審査の意見にもありました。そちらのほうを事務局としても尊重していく必要があるのではないかと考えます。それで、農地法のほうに適法か考えますと、農地法第3条第1項第1号関係でありますけれども、農地のほうの今回の申請地ですけれ

ども、本当に効率的に利用できるのかということについての届け、また農地法第3条第2項第7号関係、周辺農地と周辺地域との関係についてきちんと調和条件、要件について再度申請者のほうに確認する必要があるのではないかと考えます。
以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいま地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。ございませんか。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第45号「農地法第3条の規定による許可処分について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

木村議長

今、賛成の方の挙手を求めたんですけれども、賛成多数でありますけれども、今順位の51番から53番までありますけれども、このうち51番のみということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

木村議長

それでは、52番、53番については保留としまして、また先ほど事務局から説明ありましたように、再度申請者のほうから話を聞くということで決定したいと思います。

事務局（農地主査） では、今採決いただきましたけれども、ちょっと確認ですけれども、順位の51番については原案のとおり許可すると。順位の52番、53番についてはこのたびは保留ということで、継続審査ということで考えていかがでしょうか。

木村議長 今、事務局のほうから継続審査ということでありましたけれども、それでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

木村議長 では、全員の許可がありましたので、議第45号は議案のとおり決定することにしました。

木村議長 次に、議第46号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。
寒河江・南部地区、佐藤委員お願いします。佐藤委員。

佐藤委員 はい、議長。9番佐藤です。

（議案書順位8番朗読）

この件につきましては、12日、土屋委員、小野推進委員と現地を確認してきました。その件につきましては、先月農舎の建築ということで申請上がりましたが、農舎は建てられないらしいということで、車庫建築用敷地としての申請をしてもらっております。周辺地域は住宅地であり、申請事由のとおりであれば、これは問題ないと見てまいりました。地区審査でも異議ありませんでした。
以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査）

はい、議長。

順位 8 番は、車庫建築用敷地への転用になります。先ほど報告事項のほうでも説明しましたけれども、この申請は 10 月に農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請があり、10 月総会において許可相当とし、県に進達したところであります。その後、第 1 種中高層住居専用地域に農舎を建築することができないことが判明し、10 月の申請を取り下げ、改めて農地転用許可申請を行うものです。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で、第 3 種農地と判断します。第 3 種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項もなく、問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

ないようですので、採決します。

議第 46 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第46号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

木村議長 次に、議第47号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、佐藤委員をお願いします。佐藤委員。

佐藤委員 はい、議長。9番佐藤です。

(議案書順位53番朗読)

この件につきまして、12日に土屋委員、小野推進委員と現地を確認してきました。現地はほなみのシベールに隣接する土地です。これは追認という形になります。申請人が隣の土地の転用をして、その土地も転用になったと思込み建物を建てたということで、そういう理由でしたけれども、周辺地域は住宅地であり、申請事由のとおりであればまず問題ないと見てまいりました。地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長 ありがとうございます。

続いて、西根・三泉地区、土田委員をお願いします。土田委員。

土田委員 はい、議長。

(議案書順位 5 5 番朗読)

この件につきまして、11月18日、加藤委員、國井推進委員と現地を見てきたところであります。現地は十二小路地区の裏通りになりますけれども、道路にも面しており、周辺は住宅地になっており、計画どおりであれば問題ないということを見てきたところでありまして、地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、高松・醍醐地区、相原委員お願いします。相原委員。

相原委員

はい、議長。1番相原です。
同じく9ページになります。

(議案書順位 5 4 番朗読)

この件につきまして、11月11日、猪倉委員、鬼海推進委員と現地を確認してまいりました。現地は日和田地内国道287号線北側にある、現在休耕状態の畑になります。譲受人であるダイゴ建設株式会社に隣接しておりまして、業務拡張により現在の資材置き場が狭くなったため、当該地を取得して資材置き場として使用したいとのことでした。現在は国道及び会社の敷地より1メートルほど低い状態になっているわけですが、L字擁壁を用いて盛り土を施す予定でありまして、計画どおりであれば、西側に走っている用水路及

び少しだけある周辺農地に対する影響はほとんどないものと判断いたしました。地区審査においても異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査） はい、議長。

順位53番は、住宅建築用敷地への追認の転用申請になります。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位54番は、資材置き場用敷地への転用になっています。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の区域にある農地で、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、既存施設の拡張であり、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位55番は、宅地分譲用敷地への転用になっております。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地であっても、通常宅地分譲は認められておりませんが、用途地域にある農地であり、例外として宅地分譲も認められており、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

また、いずれも農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第47号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第47号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

木村議長

次に、議第48号「農用地利用集積計画書の審議について」、9番佐藤委員、12番渡辺委員が関係委員となっておりますので、関係委員は退席をお願いします。

(佐藤義広委員、渡辺裕之委員、退席)

木村議長

それでは、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、土屋委員、お願いします。土屋委員。

土屋委員

はい、議長。4番土屋です。

10ページ、議第48号「農用地利用集積計画書の審議について」。12ページであります。

(議案書朗読)

借受者のほうは、ご案内のとおりジェイエイファーム。営農指導員も入って、作業内容も充実しておりますようで、地区審査でも問題ありませんでした。

13ページ、集計表をごらんください。

(議案書朗読)

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査）

はい、議長。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えられます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第48号「農用地利用集積計画書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第48号は原案のとおり決定いたしました。

議決が終わりましたので、関係委員の入室を許可します。

(佐藤義広委員、渡辺裕之委員、入室)

木村議長 関係委員に申し上げます。議第48号は原案のとおり決定したことを報告します。

木村議長 これで、本日上程された議案については全て議決されました。

以上をもちまして、本日の総会を終了します。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時08分

平成30年11月26日

第11回総会 議長 木村 三紀

議事録署名委員6番委員 影沢 政俊

議事録署名委員10番委員 奥山 浩二